

**「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）企画運営業務」の委託に係る  
公募型プロポーザル方式募集要領**

## 1 趣 旨

尼崎市（以下「本市」という。）では、障害者基本法により定められている障害者週間の趣旨を踏まえた取り組みの一環として、障害のある人と障害のない人の交流を通じて相互の理解を深めるとともに、障害のある人が様々な分野の活動に積極的に参画することを促進するため、「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を開催する。

この要領は、「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）企画運営業務」の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定をするために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）企画運営業務

### (2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ ただし、活動状況が良好な場合、かつ各年度の予算が議決を経て成立した場合に限  
り、引き続き令和10年度末（令和11年3月31日）まで、単年度ごとに契約を締  
結（継続）する。

### (3) 業務の内容

別添1「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）企画運営業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 提案上限額

2,355,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）（単年度単価）

## 3 応募者資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、又は、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

ア 定款、又は、寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書、又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

### (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市との協議事項に対して柔軟に対応できる者であること。

### (3) 国税、地方税を滞納している者でないこと。

(4) 次の事項に該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成 30 年 7 月 10 日市長決定）に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
  - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
  - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
  - ⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

(5) 上記（1）～（4）の条件を満たす事業者同士の共同事業体での応募は可能とし、以下の要件も満たさなければならない。

- ア 共同事業体の代表事業者を定め、その者が提案書の提出を行うことができる。
- イ 単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- ウ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- エ 応募後の代表事業者及び共同事業体の構成員の変更は認めない。

#### 4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

## 5 プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要領の配布・HP掲載	令和8年5月11日(月)
質問の受付	令和8年5月11日(月)～5月15日(金) 電子メールの件名に「プロポーザル質問(〇〇(法人名))」 と入力の上、所定の質問票に記入の上、送付すること。
質問の回答	令和8年5月20日(水)までに随時本市ホームページ上 (本要領を掲載している画面と同一画面上)に掲載する。
企画提案書等応募書類 提出期限	令和8年5月26日(火) 午前9時～午後5時の間に、必ず事前予約の上、尼崎市役 所本庁南館1階障害福祉課まで持参もしくは、郵送するこ と。
企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	令和8年5月28日(木)または29日(金)のいずれか 1事業者40分程度のプレゼンテーションを実施する。
選定結果通知	令和8年6月上旬に、すべての応募事業者へ選定結果を通 知する。
契約の締結	令和8年6月上旬から中旬

## 6 当該公募に関する質問の受付

### (1) 質問の受付期限

令和8年5月11日(月)～5月15日(金)午後5時まで

### (2) 質問方法

本要領「11 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は、「プロポーザル質問 〇〇〇(法人名)」と入力の上、質問票(様式7号)を提出する(来庁、電話等による受付は行わない)。

### (3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名をふせて本市のホームページ(本要領を掲載している画面と同一画面上)にて随時公表する。

※原則、令和8年5月20日(水)までに回答する。

### (4) 留意事項

審査基準に関する質問は一切受け付けない。

## 7 企画提案書等応募書類(様式等)

必ず前日までに事前予約の上、令和8年5月26日(火)までの午前9時～午後5時の間に、尼崎市役所本庁南館1階福祉局法人指導・障害福祉担当部障害福祉課へ持参、又は郵送すること。郵送の場合は上記期限を必着とし、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法を用いること。なお、企画提案書等応募書類は下記の通り。

### (1) 企画提案申込書(様式1号)

### (2) 企画提案書(任意様式)※A4版、両面印刷を原則とする。

仕様書に基づき、別添2「審査項目及び評価の視点」を踏まえた上で、本業務を実施す

るにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ア A4版、両面印刷

イ 表紙を含め、20ページ以内（両面10枚以内）

(3) 会社概要（任意様式）

御社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用する場合も可とする）。

(4) 業務履行実績（様式2号）

当委託業務内容に関連する業務について、過去5年間（令和3年度～令和7年度の間）に履行した実績（業務名、業務概要、発注者名、履行期間など）を記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可とし、様式の記載項目をカバーしている場合は、任意様式でも可とする）。

(5) 業務の実施体制（様式3号・様式4号）

業務を受託した場合の体制、業務責任者の氏名、従事業務実績等及び業務の分担内容について記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可とし、様式の記載項目をカバーしている場合は、任意様式でも可とする）。

(6) 見積金額等（任意様式）

ア 「2. 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

イ 見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

ウ 当委託業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

(7) 共同事業体構成表（様式5号）※

複数業者で共同提案する時は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めること。

(8) 共同事業体委任状（様式6号）※

代表者とならない提案者は、代表者へ本委託業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任する旨記載すること。

(9) 上記(1)～(8)についてそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出すること（※は共同事業体で提案する場合のみ提出すること）。

## 8 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

(1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。

(2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、原則として公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

## 9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ア 審査は本市の職員で組織する「市民福祉のつどい」企画運營業務に係る委託候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
  - イ 審査基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
  - ウ 応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
  - エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- (2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施
- ア 実施場所及び日時  
令和8年5月28日（木）または29日（金）のいずれかに実施することとし、詳細は改めて電子メールにて通知する。
  - イ 実施時間  
1社につき40分程度を予定しており、事業者からの20分間の企画提案内容の説明を実施後、20分程度の質疑応答を行う予定としている。
  - ウ プレゼンテーションの方法  
新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行う。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料についても配付を可とするが、必ず10部を提出しなければならない。また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出なければならない。
  - エ 説明者  
応募者の所属する法人内の者（本委託業務において予定している責任者または、責任者が同席の上、担当者）が行わなければならない。また、プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。
  - オ その他  
プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。
- (3) 審査基準  
別添2「審査項目及び評価の視点」に基づいて審査を行う。
- (4) 審査結果  
電子メールにて通知する。なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

## 10 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで「3 応募者資格」の要件を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時まで「4 応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

(5) 契約締結に向けた協議・業務引継ぎ等に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

## 11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（南館1階）

尼崎市福祉局法人指導・障害福祉担当障害福祉課（担当：高寺）

TEL 06-6489-6397

FAX 06-6489-6351

電子メール [ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp)

以上